

【研究ノート】

家計の食料品消費に対する軽減税率の効果と限界

マイクロデータにもとづくエビデンスベースの議論に向けて
The Impact of the Reduced VAT Rate on Households and its Limitations:
Discussion of Evidence-based Policy with Microdata

明村聖加 (財務省財務総合政策研究所)

Seika AKEMURA, Policy Research Institute, Ministry of Finance

小嶋大造 (京都大学経済研究所)

Daizo KOJIMA, Institute of Economic Research, Kyoto University

要約

本稿では、『平成 26 年全国消費実態調査』の個票データを用いて、経済階層別に、世帯属性で分類したグループについて、食料品に対する軽減税率の効果を明らかにする。分析結果として、軽減税率の効果は、年齢が上がるにつれて大きく、また大人 2 人世帯のほうが大人 2 人 + 子世帯より大きい一方、母子・父子世帯は勤労世帯一般と比較して小さいことが示された。低所得者支援よりも高齢者支援としての性格のほうが色濃い。

Abstract

Using microdata from the 2014 National Survey of Family Income and Expenditure, this study analyzes the effects of the reduced VAT rate on households, classified by attributes, according to economic groups. The results show that the effects increase with age and are of greater magnitude in households with just two adults than in households with two adults and a child(ren); however, they are lesser in single-parent households (either mother or father and a child(ren)) than in general working households. Therefore, the effects are characterized as elderly support rather than low-income support.

キーワード：軽減税率、食料品、消費、家計、マイクロデータ

Keywords: reduced VAT rate, food, consumption, household, microdata

JEL 区分：D10, H20

1. 課題

我が国では、社会保障の安定財源の確保のため、2019年10月に消費税率を10%に引き上げることが予定されているが、このさい、低所得者の負担軽減措置として、飲食料品（酒類や外食を除く。以下、食料品）と新聞に対して8%の軽減税率を適用することとされている。

しかし、多くの先行研究では、低所得者の負担軽減を目的とする軽減税率適用の効果に対して懐疑的である。軽減税率を適用しても、その軽減税額の多くは高所得層への恩恵となる。このため、低所得者対策や逆進性緩和策¹としては、軽減税率よりも低所得層への給付（還付）措置のほうが効果的（八塩・長谷川 [2009]、橋本 [2010]、星 [2016]）とするのが、経済学や財政学のコンセンサスとされる（佐藤 [2015]、小塩 [2015]）。また、軽減税率の適用には、財間の相対価格を変化させることで、資源配分の効率性を損なうという指摘がある（知念 [1995, pp.56-57]）。

他方、軽減税率に意義をみる議論がないわけではない。そこでは、軽減税率は、確かに軽減税額でみると高所得層のほうがより恩恵を受けるが、食料品については、軽減税額の対所得比でみれば、低所得層のほうがより高くなり、低所得者対策や逆進性緩和策としても意義があると指摘される（諸富 [2015]、橋本 [2017, pp.271-274]）。

以上のように、軽減税率の効果に対し、懐疑的な議論は、軽減税額を重視する一方、意義をみる議論は、軽減比率を重視している。しかしながら、軽減税率の効果に対する懐疑的な議論であれ、意義をみる議論であれ、議論の前提として以下の二つの点において共通している。すなわち、家計の経済力を測る指標として当期所得を基準にしていること、また、世帯の属性を同一と仮定していること、である。第一の点については、家計の経済力を測る指標として、確かに当期所得もその一つであるが、当期所得は年齢に応じて変化するとともに、一時的なショックを受けやすい。標準的なライフサイクル仮説にもとづけば、家計は、将来の所得を見越して消費を計画することになるため、家計の経済力を測る指標としては、比較的安定的に推移する消費が重要な指標となる。他方、消費の水準は、相対的に、当期所得の低い高齢者にとっては、当期所得より資産により影響されやすいし、また、資産の少ない若年者にとっては、より当期所得に影響されやすい。したがって、家計の経済力を測る指標としては、消費を主要な指標としつつ、資産や当期所得を補足的な指標として、これら複数の指標を併せて取り上げることが重要である。また第二の点については、仮に所得階層が同一の世帯であっても、世帯主の年齢や子どもの有無などの世帯属性の違いによって、消費構成は異なってくる。消費構成が異なれば、食料品への軽減税率の効果も異なってくることになる。

このようにしてみれば、軽減税率の是非を議論するためには、家計の経済力を測る指標として所得以外の指標も併せて取り上げることや、世帯属性の違いを取り入れていくことが必要であろう。この点において、OECD and KIPF [2014] は、軽減税率を導入している OECD 加盟国を対象として（したがって軽減税率を導入していない日本は対象外）軽減税率の効果について、可処分所得階層だけでなく、消費支出階層でも測定するとともに、家計の世帯類型別や世帯主年齢別についても測定しており、日本にも適用可能な議論として参考になるといえる。この OECD and KIPF [2014] を参考にし、日本の軽減税率の効果について、『家計調査』の集計データを用いて試算したものもあるが（中田 [2015]）ここでも、経済階層として所得階層だけが用いられ、また世帯属性の違いを考慮しない全世界ベースで議論されている。家計の経済力を測る複数の指標を取り上げ、また世帯属性の違いを取

¹ これに関し、当期所得でみると、消費税は逆進性をもつが、生涯所得でみると、逆進性をもたないという議論もある（大竹・小原 [2005]）。

り入れた研究は、日本では見当たらないが、しかし、軽減税率の是非を議論する前提として、まずこれらについてのエビデンスがあってはじめて、軽減税率が、低所得者の負担軽減という目的に照らして効果的な政策手段となり得るものかどうかを見定めていくことができるはずである。このエビデンスをえるためには、サンプル数の多い個票レベルでのデータが必要となる。

以上のような問題意識にたって、本稿では、政府の基幹統計の中で消費データが豊富な『全国消費実態調査』の個票データを用いて、家計の経済力を測る指標として、消費支出を中心に、金融資産や可処分所得も補足的に取り上げ、これらを経済階層として、世帯属性（世帯類型や世帯主年齢）で分類したグループについて、食料品に対する軽減税率の効果を明らかにする²。本稿は、軽減税率の是非を論じることが目的ではなく、その前提となるファクト・ファインディングに主眼があり、これによって、軽減税率をめぐるエビデンススペースの議論に向けた素材を提供することを意図するものである。ただし、本稿では、軽減税率の適用による財間の相対価格への影響まで考慮していないという限界があることに留意が必要である。本稿の構成は、第2節で使用データや、経済階層（消費支出階層、金融資産階層、可処分所得階層）世帯属性（世帯類型や世帯主年齢）等のとり方について説明した上で、第3節で経済階層別に世帯属性の違いを取り入れた分析結果とその考察を示す。最後に第4節でまとめとして食料政策へのインプリケーションを引き出す。

2. 使用データと経済階層・世帯属性等のとり方

2.1 使用データ

使用するデータは、『平成26年全国消費実態調査』（総務省）の調査票「世帯票」「年収・貯蓄等調査票」「家計簿」³のデータである。『全国消費実態調査』は、家計の構造を所得・消費・資産の三つの側面から把握することを目的として5年ごとに調査される。『平成26年全国消費実態調査』では、2014年9月～11月の3か月に、約56,400世帯（約1,000市町村）を対象としている。ここでは、この約56,400世帯のうち、所得および金融資産がゼロ以下の世帯、世帯主が19歳以下の世帯、非消費支出が把握できない個人営業世帯などの勤労者以外の世帯を除く、40,254世帯のデータを用いる。

2.2 効果を測る指標・経済階層・世帯属性のとり方

(1) 軽減税率の効果を測る指標

食料品に対する軽減税率適用による家計の消費税負担軽減効果は、「軽減税額」と「軽減割合」を用いて測定する。

「軽減税額」は、消費税課税対象品目に対して消費税率10%を適用した場合に家計が負担する消費税額と、食料品に対して軽減税率8%、それ以外の消費税課税対象品目に対して消費税率10%を適用した場合に家計が負担する消費税額との差額とする。具体的には、「家計簿」における「食料」から「酒類」「外食」を除いた消費支出（消費税額込み）に0.02/1.08を乗じることにより算出する。

² なお、軽減税率の適用対象予定である新聞や、OECD加盟国内で軽減税率を適用することが多い書籍、宿泊料、上下水道料、航空運賃、映画・演劇・文化施設等入場料（OECD and KIPF [2014]）についても、次節以下と同様の手法によって軽減税率の効果を測定したが、これらの軽減税額は年間0～800円程度であった。

³ 「家計簿」には、収入と支出を記入する「家計簿A」と、収入と支出以外に品物の購入地域や購入先に関する事項について調査した「家計簿B」の2種類があり、2人以上世帯は9、10月、単身世帯は10月のみ「家計簿A」、11月は全世帯が「家計簿B」によって調査されている。その他、18歳以上の世帯員の個人的な収支を調査した「個人収支簿」、家計の小遣いに関する支出を調査した「家計簿C」がある。

「軽減割合」は、全消費支出に占める軽減税額の割合とする⁴。

なお、軽減税額や軽減割合が大きいほど、食料品に対する軽減税率の効果は大きいことになる。

(2) 経済階層

経済階層として、「消費支出階層」「金融資産階層」⁵「可処分所得階層」の三つを取り上げる。これらのうち、消費支出階層を中心に、金融資産階層と可処分所得階層を補足的に用いる。

「消費支出」「金融資産」「可処分所得」は、以下のように算出する。消費支出は、「家計簿」における「消費支出」を年換算した(12を乗じた)ものを用いる。可処分所得は、「年収・貯蓄等調査票」における各世帯員の年間収入を合計することで世帯の年間収入を導出し、そこから「家計簿」における「非消費支出」を年換算した(12を乗じた)ものを減じたものを用いる。金融資産は、「年収・貯蓄等調査票」における「現在貯蓄残高」を用いる。

これら三つの経済階層について、それぞれ10分位に区分する。その「中央値」は、10分位における第5分位と第6分位の平均値とする。

(3) 世帯属性

世帯属性の分類としては、世帯員全員が65歳以上の世帯を「高齢世帯」⁶、世帯主年齢が65歳未満の世帯を「勤労世帯」とする。さらに勤労世帯について、OECD and KIPF [2014]の分類を参考に、17歳以上を大人、16歳以下を子どもとして、世帯類型の分類として、「大人2人世帯」「大人2人+子世帯」「大人1人+子世帯」の3分類、世帯主年齢別の分類として、世帯主年齢「20代世帯」「30代世帯」「40代世帯」「50代世帯」「60~64歳世帯」(以下、「60代世帯」)の5分類に分ける⁷。

以上の指標について、世帯人数の違いによる影響を調整するために、世帯人数の平方根で除した等価尺度を用いる(ただし、以下では「等価」は省略して記述する)。

3. 分析結果

まず、三つの経済階層別の結果を概観し、OECD平均(16か国平均。以下同様)⁸と比較した場合の日本の特徴を確認した上で、前々節の議論にもとづき、消費支出階層について世帯類型別・世帯主年齢別に、続いて補足的に、金融資産階層について高齢世帯を中心に、可処分所得階層について勤労世帯を中心にみることにする。

図1は、経済階層別にみた全世帯レベルの軽減税率の効果を示したものである。軽減税額について

⁴ ここでは、分母として、当期所得をとると、資産を多くもつが当期所得が少ない高齢層に歪みが生じ、また当期所得は一時的な収入による変動を受けやすいことから、ライフサイクルを通じてより安定的に推移する消費を用いる。なお、前述のOECD and KIPF [2014]によれば、OECD平均(21か国)で、消費税について、縦軸に消費税額の「対所得」とった場合、横軸に所得階層をとると右下がりとなる一方、消費階層をとると右上がりとなることが知られている。つまり、消費税は、対所得でとった場合、所得階層では逆進的、消費階層では累進的、という逆の結果になる。これに対して、縦軸に消費税額の「対消費」とった場合、横軸に所得階層をとっても、あるいは消費階層をとっても、ほぼ一定の割合(12%前後でわずかに右上がり)となる。

⁵ 資産については、消費のために取り崩しがしやすい(流動性が高い)金融資産を対象とし、実物資産は対象外とする。

⁶ 高齢世帯について、勤労世帯との特性の違いを明確にするために、世帯構成員に65歳未満がいる世帯を除外している。

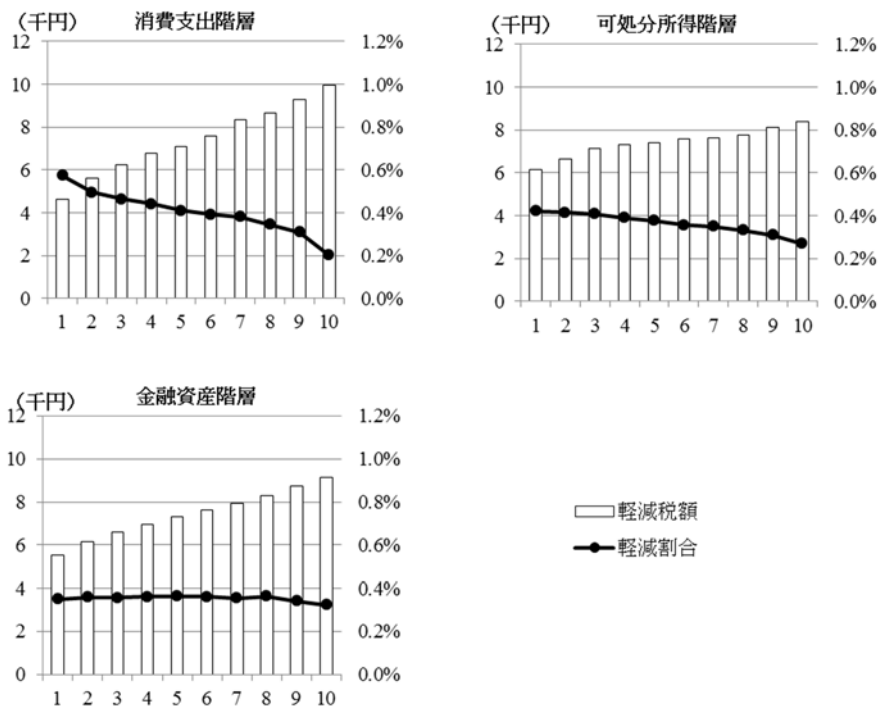
⁷ なお、OECD and KIPF [2014]では、世帯類型として「大人3人以上世帯」や「大人3人以上+子世帯」も取り上げているが、これらの世帯について『全国消費実態調査』から抽出すると、「勤労世帯夫婦+引退した高齢者の世帯」や「勤労世帯夫婦+その子(17歳以上)の世帯」といった、消費構成が異なる二世帯の世帯が大きな割合で混在するため、対象外とする。

⁸ ここでは、OECD and KIPF [2014]の「food」を用いる。「food」には、酒類や外食は含まれない。

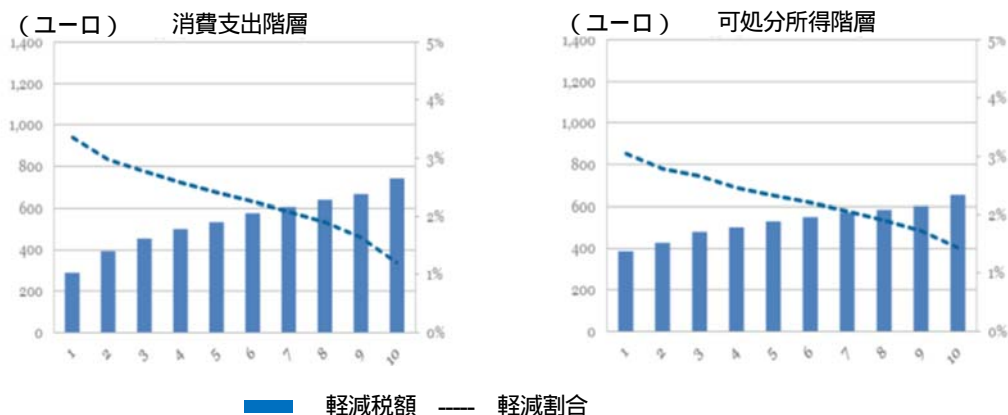
は、いずれの経済階層でも下位層より上位層のほうが大きく、軽減割合については、消費支出階層と可処分所得階層では若干の右下がり、金融資産階層ではほぼ横ばいとなる。消費支出階層でみると、最下位層と最上位層の差は、軽減税額にして5,300円程度、軽減割合にして0.4%ポイント程度となる。このように、いずれの経済階層においても、軽減税額や軽減割合をみると、多少の程度差はあるものの、食料品に対する軽減税率の効果は、下位層とともに上位層にももたらされている。

図1 経済階層別軽減税率の効果（全世界、等価ベース）

【日本】



【OECD 平均】



（出所）日本については、『平成26年全国消費実態調査』の個票データをもとに筆者作成。OECD平均については、OECD and KIPF [2014]

同図より OECD 平均をみると、消費支出階層、可処分所得階層ともに、日本と同様に、軽減税額は右上がり、軽減割合は右下がりとなっている。ただし、OECD 平均では、軽減税額にしても軽減割合にしても、日本と比較して、絶対的な水準が大きい。消費支出階層でみると、最下位層と最上位層の差は、軽減税額にして 400 ユーロ程度、軽減割合にして 2%ポイント程度となる。したがって、OECD 平均では、軽減税額でみれば高所得層にかなりの恩恵があると同時に、軽減割合でみれば低所得層にもかなりの恩恵がある。換言すれば、軽減税額の観点からは、税収の効率的な配分において疑義がある一方、軽減割合の観点からは低所得者対策や逆進性緩和策として一定の意義があるといえる。単純計算でも、OECD 平均の軽減税率には、日本の軽減税率を 8%からゼロ%にする以上の効果があり、それだけ、家計への影響も相対的に大きいことになる。このような OECD 平均の姿は、日本においても、仮に将来的に更なる消費増税がされる場合を想定すれば、その具体的な効果の帰属先を検討することは意味があるであろう。

それでは以下で、消費支出階層を用いて、世帯類型別や世帯主年齢別に軽減税率の効果をみてみよう。

3.1 消費支出階層

(1) 世帯類型別の比較

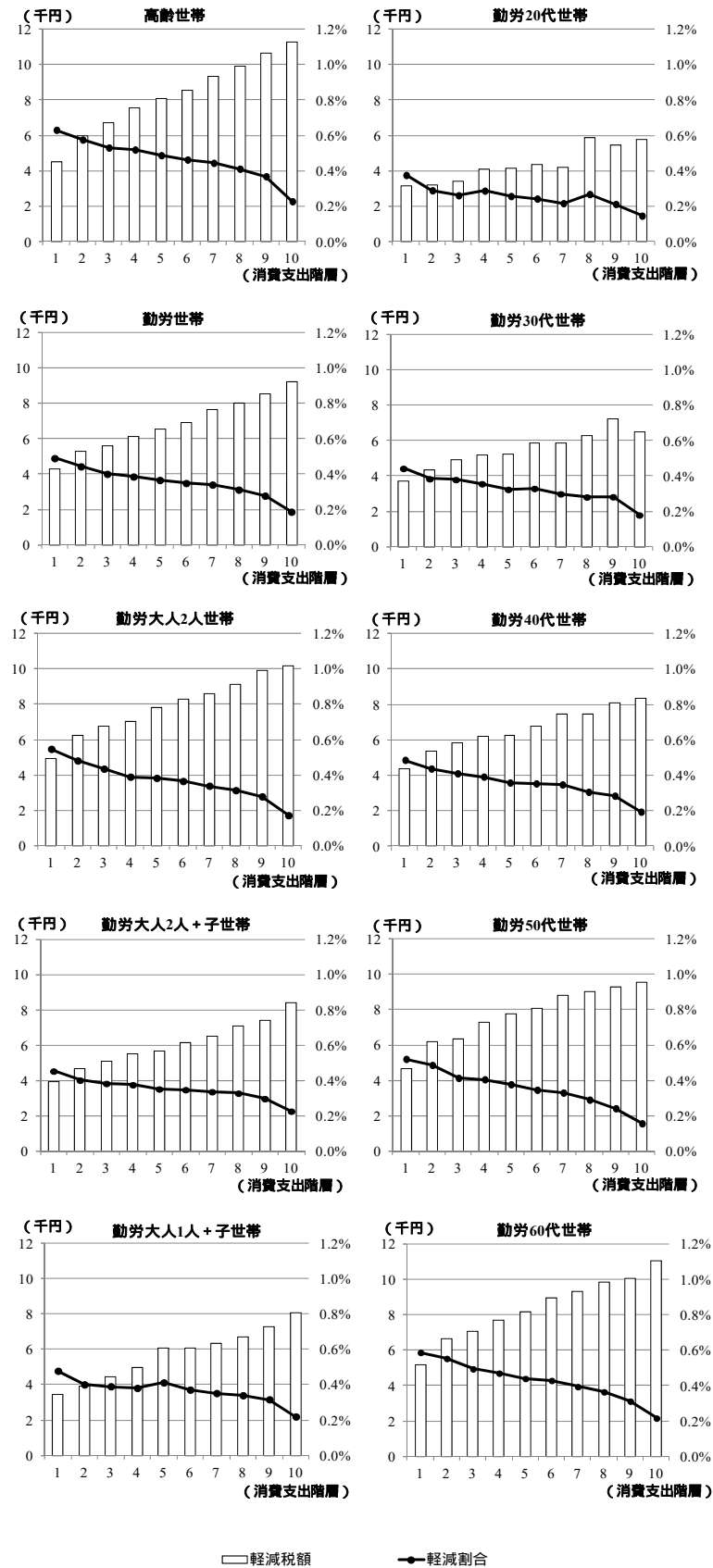
図 2 左段は、「高齢世帯」と「勤労世帯」を比較した場合（左段上図）勤労世帯のうち「大人 2 人世帯」と「大人 2 人 + 子世帯」を比較した場合（左段中図）母子・父子世帯である「大人 1 人 + 子世帯」の場合（左段下図）について示したものである。

まず、「高齢世帯」と「勤労世帯」を比較すれば、高齢世帯のほうが勤労世帯よりも軽減税額や軽減割合は大きくなる。表 1 上段が示すとおり、高齢世帯と勤労世帯の中央値については、消費支出が前者で 175 万円、後者で 189 万円と、前者のほうが小さいのに対して、軽減税額は前者で 8,308 円、後者で 6,729 円、軽減割合は前者で 0.47%、後者で 0.36%と、前者のほうが大きくなる。これは、消費構成の中の食料品の消費支出や消費割合が大きいことによる。表 1 下段において、中央値の消費構成をみると、消費支出において、高齢世帯は勤労世帯よりも、食料品、保健医療等が大きい一方、住居⁹、教育等が小さい。このため、食料品に対する軽減税率の効果は、高齢世帯のほうが勤労世帯よりも大きく受けることになる。

次に、勤労世帯における世帯類型として、「大人 2 人世帯」と「大人 2 人 + 子世帯」を比較した場合（図 2 左段中図）前者のほうが後者よりも軽減税額や軽減割合が大きくなる。中央値（表 1 上段）については、消費支出が前者で 215 万円、後者で 168 万円、軽減税額は前者で 8,028 円、後者で 5,910 円、軽減割合は前者で 0.37%、後者で 0.35%である。可処分所得と金融資産については、前者のほうが後者よりも大きいことから、前者は共働きなどの理由により経済力の高い世帯が多く、将来的にもそれが続くと見込むことで、後者よりも消費水準が高くなると考えられる。消費構成（表 1 下段）をみると、前者では食料品への消費支出が大きい一方、後者では消費項目として教育が加わることになる。このため、食料品に対する軽減税率の効果は、後者よりも前者のほうが大きく受けることになる。

⁹ 住居については、『全国消費実態調査』では、賃貸住宅の家賃は消費支出に含まれるが、持家の帰属家賃は消費支出に含まれないため、持家率が低い若年世帯ほど住居の消費支出が大きくなる。このため、軽減割合については、住居の消費支出の違いを調整すれば、異なる結果を示す可能性があることに留意が必要である。これ以降の結果でも同様である。

図2 消費支出階層別軽減税率の効果（世帯属性別、等価ベース）



(出所) 『平成26年全国消費実態調査』の個票データをもとに筆者作成。

表 1 消費支出階層中央値（世帯属性別、等価ベース）

		可処分所得 (万円)	消費支出 (万円)	金融資産 (万円)	軽減税額 (円)	軽減割合
全体		286.0	183.0	929.4	7,394	0.40%
高齢世帯		222.2	175.1	1,383.6	8,308	0.47%
勤労世帯		318.1	188.5	710.1	6,729	0.36%
勤労世帯 類型別	大人2人	352.9	215.4	1,191.5	8,028	0.37%
	大人2人+子	272.4	168.3	349.1	5,910	0.35%
	大人1人+子	204.3	156.5	302.4	6,093	0.39%
勤労世帯 主年齢別	20代	267.9	169.5	207.9	4,229	0.25%
	30代	267.5	169.3	328.0	5,547	0.33%
	40代	326.2	183.4	559.3	6,505	0.35%
	50代	401.9	218.7	1,113.7	7,910	0.36%
	60代	293.4	196.6	1,359.1	8,550	0.43%

		食料品 (円)	外食 (円)	酒類 (円)	住居 (円)	光熱・水道 (円)	家具・家事用品 (円)	被服及び履物 (円)	保健医療 (円)	交通・通信 (円)	教育 (円)	教養娯楽 (円)	その他 (円)
全体		396,235 (21.6%)	98,573 (5.4%)	23,708 (1.3%)	147,094 (8.0%)	140,668 (7.7%)	63,160 (3.5%)	73,229 (4.0%)	85,959 (4.7%)	256,439 (14.0%)	44,979 (2.5%)	192,088 (10.5%)	308,181 (16.8%)
高齢世帯		448,652 (25.6%)	73,267 (4.2%)	22,974 (1.3%)	94,859 (5.4%)	156,359 (8.9%)	68,402 (3.9%)	58,243 (3.3%)	108,505 (6.2%)	194,281 (11.1%)	217 (0.0%)	204,073 (11.7%)	320,762 (18.3%)
勤労世帯		363,361 (19.3%)	114,827 (6.1%)	22,800 (1.2%)	177,328 (9.4%)	132,775 (7.0%)	60,119 (3.2%)	83,248 (4.4%)	73,640 (3.9%)	289,033 (15.3%)	72,997 (3.9%)	186,698 (9.9%)	308,606 (16.4%)
勤労世帯 類型別	大人2人	433,492 (20.1%)	116,599 (5.4%)	30,548 (1.4%)	152,121 (7.1%)	147,789 (6.9%)	80,554 (3.7%)	88,538 (4.1%)	102,111 (4.7%)	355,189 (16.5%)	4,247 (0.2%)	226,190 (10.5%)	416,405 (19.3%)
	大人2人+子	319,162 (19.0%)	102,512 (6.1%)	16,203 (1.0%)	126,499 (7.5%)	117,786 (7.0%)	54,175 (3.2%)	81,879 (4.9%)	59,297 (3.5%)	253,639 (15.1%)	120,016 (7.1%)	171,704 (10.2%)	260,170 (15.5%)
	大人1人+子	329,048 (21.0%)	100,292 (6.4%)	9,316 (0.6%)	153,102 (9.8%)	115,987 (7.4%)	46,878 (3.0%)	75,603 (4.8%)	41,823 (2.7%)	238,473 (15.2%)	108,026 (6.9%)	164,307 (10.5%)	181,699 (11.6%)
勤労世帯 主年齢別	20代	228,391 (13.5%)	139,792 (8.2%)	10,591 (0.6%)	454,950 (26.8%)	106,322 (6.3%)	29,045 (1.7%)	75,028 (4.4%)	46,922 (2.8%)	253,890 (15.0%)	16,396 (1.0%)	139,751 (8.2%)	193,665 (11.4%)
	30代	299,530 (17.7%)	105,186 (6.2%)	15,223 (0.9%)	199,612 (11.8%)	111,568 (6.6%)	52,293 (3.1%)	86,019 (5.1%)	63,803 (3.8%)	257,404 (15.2%)	85,910 (5.1%)	164,438 (9.7%)	251,813 (14.9%)
	40代	351,254 (19.2%)	108,781 (5.9%)	22,036 (1.2%)	139,114 (7.6%)	129,783 (7.1%)	54,789 (3.0%)	80,859 (4.4%)	62,809 (3.4%)	285,412 (15.6%)	120,001 (6.5%)	187,464 (10.2%)	291,598 (15.9%)
	50代	427,139 (19.5%)	109,893 (5.0%)	30,590 (1.4%)	93,170 (4.3%)	147,458 (6.7%)	69,427 (3.2%)	104,918 (4.8%)	89,931 (4.1%)	362,836 (16.6%)	90,171 (4.1%)	214,005 (9.8%)	447,938 (20.5%)
	60代	461,697 (23.5%)	91,815 (4.7%)	32,578 (1.7%)	81,173 (4.1%)	157,472 (8.0%)	80,945 (4.1%)	74,549 (3.8%)	105,403 (5.4%)	291,834 (14.8%)	5,317 (0.3%)	215,321 (11.0%)	368,197 (18.7%)

(注) 表中の括弧内は、消費支出割合。

(出所) 『平成26年全国消費実態調査』の個票データをもとに筆者作成。

母子・父子世帯である「大人1人+子世帯」の場合（表1上段）他の世帯と比較して消費支出、可処分所得、金融資産が少なく、経済的な下位層が多い¹⁰。軽減税額は6,093円で勤労世帯一般よりも小さく、軽減割合は0.39%で勤労世帯一般と同程度となる。消費構成（表1下段）をみると、勤労世帯一般と比較して、食料品の消費支出は小さいのに対して、その消費割合は高い。他方、「その他の消費支出」の割合が低い。その他の消費支出は、美容院代や交際費など、他の消費項目と比べて裁量である程度削減できるものが含まれているため、これを削減することで、消費支出を調整していることが示唆される。したがって、母子・父子世帯では、全消費支出が少ないことに比例して食料品にかかる消費支出も抑制されるため、食料品に対する軽減税率の効果は、勤労世帯一般と比較して小さくなる¹¹。

(2) 世帯主年齢別の比較

図2右段は、勤労世帯について世帯主年齢別に示したものである。いずれも、世帯主年齢が上がるほど、軽減税額、軽減割合ともに大きくなる。中央値（表1上段）をみると、軽減税額は、世帯主年齢20代世帯で4,229円、30代世帯で5,547円、40代世帯で6,505円、50代世帯で7,910円、60代世帯で8,550円、軽減割合は、20代世帯で0.25%、30代世帯で0.33%、40代世帯で0.35%、50代世帯で0.36%、60代世帯で0.43%である。消費構成（表1下段）をみると、世帯主年齢が上がるにつれ、食料品の消費支出や消費割合が大きくなる。表1上段によれば、年齢が上がるにつれ、20代から50代にかけては、可処分所得や金融資産が高まり、60代では可処分所得は減少する一方で金融資産は高まる。したがって、食料品の消費支出については、必ずしもライフサイクルを通じて平準化されるわけではなく、年齢が上がるにつれて高まる可処分所得や金融資産に、一定の影響を受けながら、消費支出を高めていくといえる。これは、年齢が上がるにつれ、嗜好性や付加価値の高い食料品への消費支出が増加するからである¹²。このため、食料品に対する軽減税率の効果は、世帯主年齢が上がるほど大きく受けることになる。

このように食料品の消費支出は、年齢に応じて、可処分所得や金融資産に一定の影響を受ける。そこで以下では、金融資産階層と可処分所得階層について、とりわけ前者では高齢世帯を中心に、後者では勤労世帯を中心にみることにする¹³。

3.2 金融資産階層

前掲表1上段で示したとおり、高齢世帯と勤労世帯を比較すると、可処分所得については、高齢世帯が222万円、勤労世帯が318万円と、高齢世帯のほうが少ないが、金融資産については、高齢世帯が1,384万円、勤労世帯が710万円と、高齢世帯のほうが多い。このように、相対的に、高齢世帯は、可処分所得は少ないが、金融資産を多くもつことから、高齢者の消費支出（175万円）については、金融資産を反映して、ほぼ勤労世帯（189万円）並みの水準となっている¹⁴。

図3は、金融資産階層別に軽減税率の効果を示したものである。高齢世帯をみると、軽減税額

¹⁰ ただし、大人1人+子世帯のサンプル数は520世帯であり、他の世帯のサンプル数と比較すると少ないことに留意が必要である。

¹¹ なお、参考として、勤労単身世帯（中央値）については、勤労世帯一般と比較して、経済力（可処分所得316万円、消費支出195万円、金融資産802万円）は同程度であるが、軽減税率の効果（軽減税額5,578円、軽減割合0.29%）は小さい。これは、消費構成として、食料品の割合（15.4%）が低いためである。他方、外食の割合（9.1%）や住居の割合（21.2%）が高い。

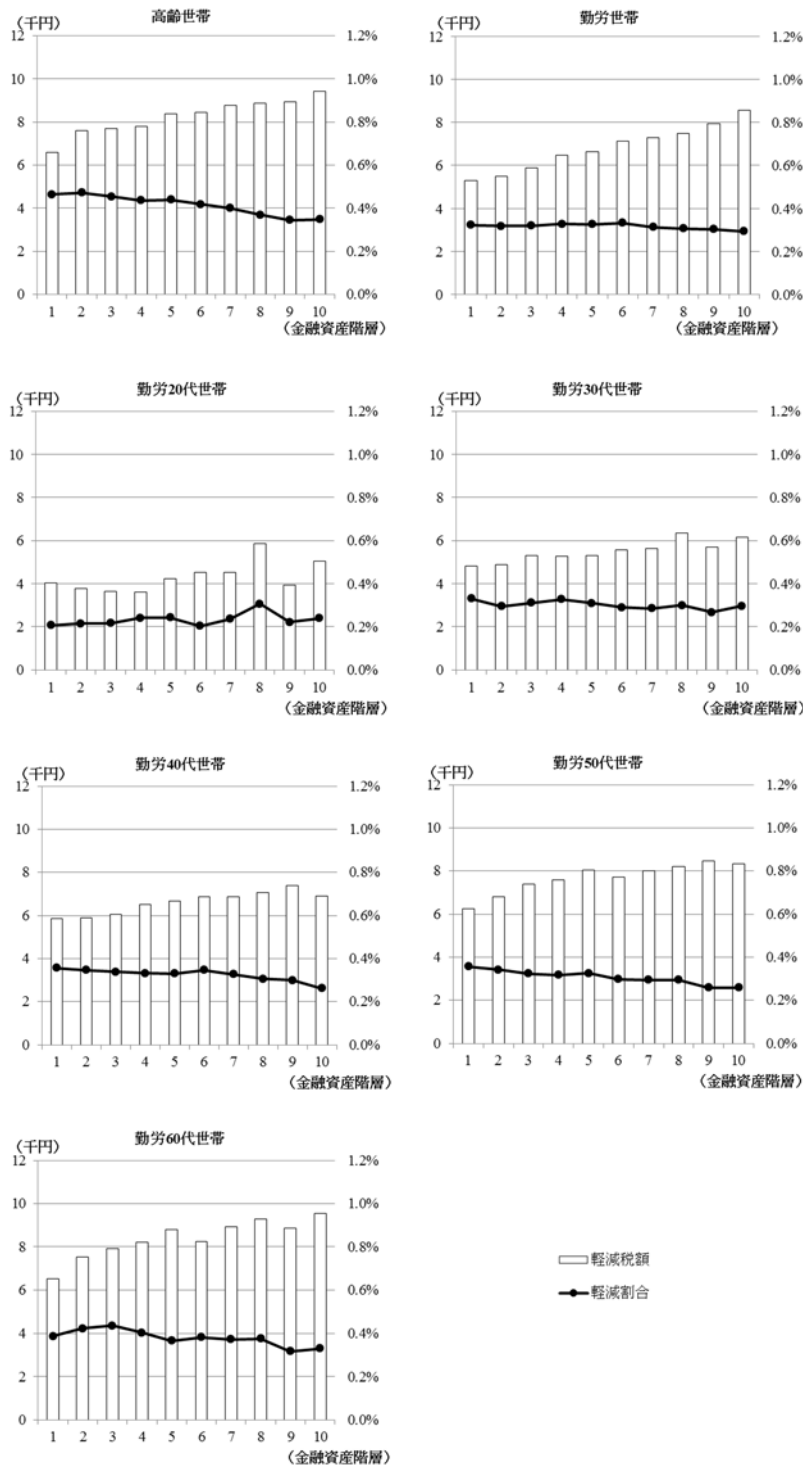
¹² 『家計調査』（平成29年、総務省）によれば、品目ごとの世帯主年齢階級別平均価格（二人以上の勤労者世帯）は、例えば、米は年齢間であまり変わらないのに対し（kg当たり、29歳以下335円、30～39歳349円、40～49歳345円、50～59歳344円、60～69歳364円、70歳以上344円）、牛肉は年齢が上がるにつれ高くなる傾向がある（100g当たり、29歳以下226円、30～39歳220円、40～49歳261円、50～59歳293円、60～69歳356円、70歳以上507円）。

¹³ 金融資産階層や可処分所得階層においても、世帯属性の違いによる軽減税率の効果については、多少の程度の差はあるものの、消費支出階層とほぼ同様の結果が得られる。

¹⁴ 他方、高齢世帯では、勤労世帯に比べて、世代内格差が大きく、生活保護受給世帯の割合が高い。『所得再分配調査』（平成26年、厚生労働省）によれば、等価当初所得の世帯員年齢階級別ジニ係数は、60歳以上の年齢階級から著しく高まる。また『被保護者調査』（平成28年度、厚生労働省）によれば、生活保護受給世帯の約半数は高齢者世帯（男女とも65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯）が占め、その高齢者世帯の約9割が単身世帯である。

は下位層と上位層の差が小さく、軽減割合はほとんど横ばいとなっている。これは、食料品の消費支出や消費割合が下位層と上位層で大きく変わらないことを意味している。つまり、食料品については、金融資産の一定割合が消費支出の水準となっている。したがって、食料品に対する軽減税率の効果は、金融資産で見ると、低位層においても、高位層においても、ほぼ同様に受けることになる。

図3 金融資産階層別軽減税率の効果（高齢世帯・勤労世帯主年齢別、等価ベース）



（出所）『平成26年全国消費実態調査』の個票データをもとに筆者作成。

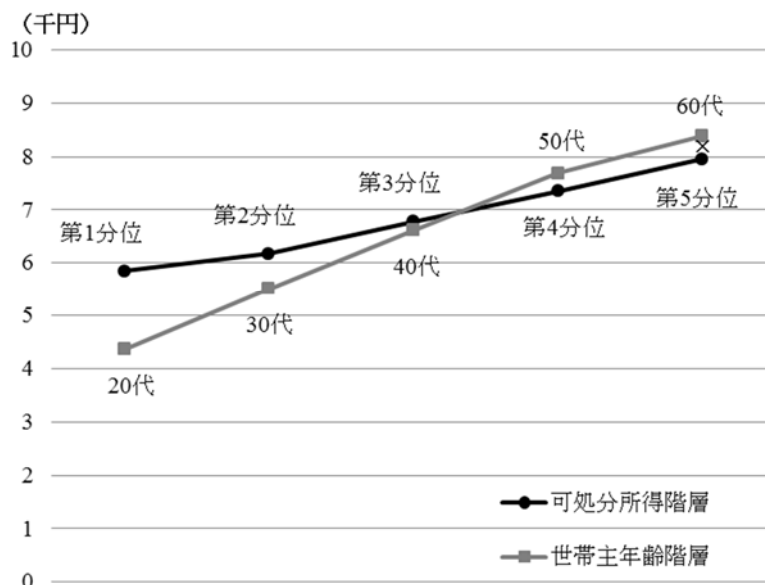
同図より、勤労世帯について世帯主年齢別の軽減税率の効果をみると、年齢が上がるにつれ、軽減税額や軽減割合が大きくなる。これは、前述のとおり、年齢が上がるにつれ、金融資産が高まり、これによって食料品の消費支出も高まることを示唆している。他方、同世代間についてみると、高齢世帯と同様、軽減税額や軽減割合はほとんど横ばいとなる。したがって、食料品に対する軽減税率は、若年世帯から高齢世帯への世代間移転効果をもつ反面、同世代内の高位層から低位層への移転効果は乏しいといえる。

3.3 可処分所得階層

最後に、可処分所得階層については、前掲図1で示したように、軽減税額においては右上がり、軽減割合においては右下がりとなることが知られている。ここでは、上述の金融資産階層において、軽減税率が、世代間移転の効果がある反面、階層間移転の効果に乏しいとの示唆をえたが、この点について、可処分所得階層においても確認してみよう。それは、軽減税率が、その目的とする低所得者の負担軽減にどの程度の効果があるのかを、世代間の効果との比較において確認してみるということである。

図4は、勤労世帯について、可処分所得階層を5分位でとった軽減税額と、世帯主年齢階層(20代~60代)5区分でとった軽減税額を比較したものである。これによれば、所得階層別と年齢階層別はいずれも、右上がりとなるが、年齢階層別の傾きのほうが大きい。軽減税額が最も低いのは、20代(4,357円)であり、最も高いのは60代(8,386円)である。これに対して、所得階層別では、軽減税額が最も低いのは最低所得層(5,843円)であり、最も高いのは最高所得層(7,959円)である。したがって、軽減税率の効果は、両階層の最低位層で比較すれば、低所得層への効果のほうが、若年層への効果よりも大きい。他方、最高位層で比較すれば、最高所得層への効果よりも、高齢層への効果のほうが大きい。ここで両階層の人口割合を勘案すれば、所得階層別では階層ごとに人口割合が均等であるが、年齢階層別では基本的に若年層から高齢層に従って人口割合が増加するため、効果の総量においては、所得階層別の傾きは不変だが、年齢階層別では更に傾きが大きくなる。したがって、軽減税率は、所得階層間の移転効果よりも、年齢階層間の移転効果のほうが大きく、端的には、低所得者支援よりも高齢者支援としての性格のほうが色濃いといえる。

図4 勤労世帯の階層別平均軽減税額(可処分所得階層・世帯主年齢階層、等価ベース)



(注) 図中の「×」は、高齢世帯の値。

(出所) 『平成26年全国消費実態調査』の個票データをもとに筆者作成。

4. まとめ

本稿では、『平成 26 年全国消費実態調査』の個票データを用いて、経済階層（消費支出階層、金融資産階層、可処分所得階層）別に、世帯属性（世帯類型や世帯主年齢）で分類したグループについて、食料品に対する軽減税率の効果を測定した。分析結果の要点は以下のとおりである。

日本と OECD 平均を比較すると、消費支出階層、可処分所得階層ともに、軽減税額は右上がり、軽減割合は右下がりとなる点では同様だが、それらの絶対的な水準において大きく異なる。消費支出階層でみると、最下位層と最上位層の差は、軽減税額にして日本では 5,300 円程度、OECD 平均では 400 ユーロ程度、軽減割合にして日本では 0.4%ポイント程度、OECD 平均で 2%ポイント程度となる。

消費支出階層において世帯属性で分類すると、軽減税率の効果は、高齢世帯のほうが勤労世帯よりも、また勤労世帯においても年齢が上がるにつれて大きく受ける。また、大人 2 人世帯のほうが大人 2 人 + 子世帯より効果が大きい一方、母子・父子世帯は勤労世帯一般と比較して効果が小さい。金融資産階層や可処分所得階層でみると、軽減税率は、経済階層間の移転効果よりも、年齢階層間の移転効果のほうが大きく、端的には、低所得者支援よりも高齢者支援としての性格のほうが色濃いといえる。逆に言えば、軽減税率は、相対的に所得が低い、若年層の子育て世帯には効果が小さいことになる。このように、軽減税率には、低所得層に一定の効果があるが、世帯属性でみた効果の帰属先としては一定の限界もある。したがって、低所得者への負担軽減は、それをひとえに軽減税率に期待するのではなく、逆進性のある社会保険料のあり方をはじめ社会保障として対処すべき課題でもあろう（小塩 [2015]、小玉・小嶋 [2018]）。

最後に、食料政策の観点からインプリケーションを指摘しておきたい。本稿の分析結果から明らかにされたように、軽減税率の目的とする低所得者の負担軽減は、最下位層において 4,000 ~ 6,000 円程度である（前掲図 1）。これをもって、低所得者対策として意義があるとするかは別として、少なくとも軽減税率が低所得層の食料消費の負担軽減を狙ったものであるなら、食料政策においても、低所得層への配慮とマッチした政策がなされなければ、軽減税率の効果は減殺されることになる。この点、例えば、米については、需要減少の傾向をたどっているなか、飼料用米への補助金誘導を梃子に、平成 26 年産から平成 29 年産にかけて相対価格が 4,000 円/60kg 近く上昇している。低価格米ほど価格が上昇する傾向にある¹⁵。これによって、軽減税率の効果は、ここ数年間の米価上昇分だけで、相当程度減殺されることになる。したがって、低所得層の負担軽減の観点からも、食料政策のあり方が問われているといつてよい¹⁶。この意味で、食料品に対する軽減税率の問題は、財政学だけの課題でなく、農業経済学の課題にも示唆を与えるものである。本稿の意図は、冒頭で述べたように、軽減税率をめぐるエビデンススペースの議論に向けた素材を提供しようとするものであるが、ここでのファクト・ファインディングは食料政策にとっても議論の素材となりうるものではなからうか。

今後の課題として、本稿の限界であった、軽減税率の適用による財間の相対価格への影響について、これを考慮した分析がなされることが挙げられる¹⁷。

¹⁵ 米の相対取引価格（全銘柄平均価格）は、ボトムスの 11,891 円（2015 年 5 月）から最新の数値で 15,779 円（2018 年 4 月）と、3,888 円上昇している。価格帯別平均価格では、平成 28 年産米と平成 29 年産米の比較で、15,000 円以上で +634 円、14,000 円台で +1,265 円、13,000 円台で +1,415 円、13,000 円未満で +1,544 円上昇している（数値はいずれも『米に関するマンスリーレポート』（農林水産省））。

¹⁶ これに関し、「消費者負担から納税者負担へ」という農業政策の転換は、家計に占める食料支出の割合が大きい、所得水準の低い人の負担を減らし、所得の再分配にもつながる、国民的なテーマになり得る」という指摘がなされている（2016 年 2 月 9 日付「日本農業新聞」1 面、生源寺眞一教授へのインタビュー記事）。

¹⁷ この点、軽減税率の適用に関して、消費需要関数を推定し、主要消費項目ごとの自己価格弾力性からその妥当性を検討した北村 [2013] や、食料の家計消費や生産への影響を検討した住本・草苺 [2018] が参考となる。これらでは、『家計調査』の集計データから 2 人以上勤労者世帯や総世帯を対象としているが、個票データを用いることで、世帯属性別のきめ細かな分析が可能となるであろう。

[付記]

本稿は、日本地方財政学会（2017年5月21日）、日本経済政策学会（同年5月28日）などでの報告にもとづくものである。本稿の執筆にあたっては、宇南山卓准教授（一橋大学経済研究所）、大野太郎准教授（信州大学経法学部）、齊藤由里恵准教授（杉山女学園大学現代マネジメント学部）をはじめ、多くの方々から貴重なコメントをいただいたことに感謝申し上げます。なお、本稿の内容は、筆者らの個人的見解であり、財務省ないし財務総合政策研究所の公式見解を示すものではない。本稿のデータの一部は、『全国消費実態調査』（総務省）の調査票情報を利用して独自集計したものである。

参考文献

- 知念裕 [1995], 『付加価値税の理論と実際』 税務経理協会。
- 橋本恭之 [2010], 「消費税の逆進性とその緩和策」 『会計検査研究』 41, pp.35-53。
- 星岳雄 [2016], 「逆進性緩和は複雑な軽減税率より単純な給付で」 『NIRA わたしの構想』 26, pp.18-19。
- 北村行伸 [2013], 「消費税の再検討 - 日本における消費税改革の行方 - 」, Global COE Hi-Stat Discussion Paper Series 274。
- 小玉高夫・小嶋大造 [2018], 「生涯ベースの家計の受益と負担にもとづく税・社会保険料改革のあり方 - 『全国消費実態調査』 個票データを用いたマイクロシミュレーション - 」 『財政と公共政策』 39(2), pp.108-120。
- 諸富徹 [2015], 「消費税 軽減税率の視点①」 (2015年11月5日付「日本経済新聞」27面)。
- 中田一良 [2015], 「軽減税率の導入に関する問題点」 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング調査レポート (2015年3月16日)。
- OECD and KIPF [2014], *The Distributional Effects of Consumption Taxes in OECD Countries*, OECD Tax Policy Studies, 22.
- 大竹文雄・小原美紀 [2005], 「消費税は本当に逆進的か - 負担の「公平性」を考える - 」 『論座』 127, pp.44-51。
- 小塩隆士 [2015], 「軽減税率は有効な逆進性対策となるか」 『週刊社会保障』 2810, pp.30-31。
- 佐藤主光 [2015], 「消費税 軽減税率の視点②」 (2015年11月4日付「日本経済新聞」15面)。
- 住本雅洋・草苺仁 [2018], 「消費税引き上げに伴う食料の家計消費と生産への影響」 『農業経済研究』 89(4), pp.318-322。
- 橋木俊詔 [2017], 『家計の経済学』 岩波書店。
- 八塩裕之・長谷川裕一 [2009], 「わが国家計の消費税負担の実態について」 『経済分析』 182, pp.25-47。